

## 平成26年3月25日（火曜日）午前10時00分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 1名

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総務課長兼企画課長（糸 英彦）
税 務 課 長（中井俊博）	福 祉 課 長（須浪宏和）
健康増進課長（奥村 忠）	住民環境課長（椎木 孝）
人権対策課長（澤田 穰）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（前田満照）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（南堀英二）
病院事務長（三木俊明）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	債権管理室課長（岡田耗使）
総務課課長補佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

## 議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

## 議事日程 第4号

別紙のとおり

平成26年3月土庄町議会定例会  
議事日程（第4号）

（平成26年3月7日招集）

平成26年3月25日（火曜日）午前10時00分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告  
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第21号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 3 議案第22号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第23号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第24号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部  
を改正する条例
- 第 6 議案第25号 土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正  
する条例
- 第 7 議案第26号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第27号 土庄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第28号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正  
する条例
- 第10 議案第29号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第30号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正  
する条例
- 第12 議案第31号 土庄町小江自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例
- 第13 議案第32号 土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の  
一部を改正する条例
- 第14 議案第33号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例
- 第15 議案第34号 土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する  
条例
- 第16 議案第35号 土庄町地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する  
条例
- 第17 議案第36号 土庄町池西正輝教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第18 議案第37号 土庄町子どもに対する医療費助成条例
- 第19 議案第38号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第20 議案第39号 土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例
- 第21 議案第40号 土庄町道路線の廃止について
- 第22 議案第41号 土庄町道路線の認定について
- 第23 議案第 9号 平成26年度土庄町一般会計予算
- 第24 議案第10号 平成26年度土庄町簡易水道事業特別会計予算

- 第25 議案第11号 平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第26 議案第12号 平成26年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第27 議案第13号 平成26年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第28 議案第14号 平成26年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第29 議案第15号 平成26年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第30 議案第16号 平成26年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第31 議案第17号 平成26年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第32 議案第18号 平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第33 議案第19号 平成26年度土庄町水道事業会計予算
- 第34 議案第20号 平成26年度土庄町病院事業会計予算
- 第35 同意第1号 土庄町監査委員の選任について
- 第36 同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第37 議員の派遣について
- 第38 閉会中の継続調査申出について

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、3月20日午後1時5分より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は、3月20日日本会議終了後、委員会室におきまして、今後の議会運営等について審議をいたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

町長より追加議案が2件提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。

本日の会議の進め方でございますが、追加議案の内容から判断して、全体会議でお願いすることにいたしております。初めに、各常任委員長より付託議案の審査結果の報告を受け、これに対する、質疑、討論、採決を行います。次に、執行部から同意第1号と同意第2号について説明を受けた後、質疑、採決を行います。最後に、議員の派遣についてと、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出を採択し、本定例会を終了する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

## 開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長からの報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（川本貴也君）

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。  
本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

3月10日に平成26年度当初予算及び条例関係等が、当委員会に付託されました。これらの議案について、3月11日及び3月17日に委員会を開催し、審議いたしましたので、その結果について各課ポイントのみの報告とさせていただきます。

まず、議会事務局。議会費は、総額9,477万2千円で、25年度と比べ998万8千円の大幅な減額です。主な要因は議員1名の減と職員給与費の減によるものです。監査委員費は、総額64万円で25年度とほぼ同額予算です。

委員より、負担金補助及び交付金に関する負担金内容についての質問と議員報酬、委員長報酬、監査委員報酬について今後検討してはどうかと要望がありました。採決に入り、委員1名が予算案について反対がありましたが、所管部分の議案を承認いたしました。

総務課。社会資本交付金事業の庁舎耐震化は、改正耐震改修促進法により庁舎の耐震診断が義務づけとなり、耐震診断を実施するものです。財源は、国費2分の1と起債により実施します。

防災行政無線管理事業では、昨年8月から運用開始された特別警報を防災行政無線に対応させるための改修工事費を計上しております。

臨時福祉給付金給付事業は新規事業として、消費税増税に伴う低所得者への負担軽減のため、非課税世帯におおむね1万円を給付するもので、財源は全額国費になります。

常備消防費では、消防庁舎の建設及び救急デジタル無線の整備にかかる小豆広域への負担金により、25年度比1億1,714万1千円増額となります。

社会資本交付金事業によるハザードマップ作成は、土砂災害警戒区域の指定箇所として豊島、北浦、大鐸地区を予定しており、財源は国費2分の1になります。

再生可能エネルギー等導入事業は、国の補助事業として、避難所に指定された耐震化公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を設置するもので、土庄小学校、

旧法務局、やすらぎプラザ、総合会館の 4 か所を予定しており、財源は全額国費です。

歳入の主なものは、地方消費税交付金は、増税による増収分により 25 年度比 3,150 万円の増額、自動車取得税交付金は、税制改正による減税により 25 年度比 900 万円の減、地方交付税は、25 年度の国家公務員給与費削減分の復元として 5 千万円の増を見込んでいます。財政調整基金繰入金は、財源不足分として 2 億 219 万 9 千円を計上しており、雑入として、ふるさと市町村圏基金戻入金 1 億 8,632 万 1 千円は、基金廃止に伴うものであります。

また、町債の大きな増減としては、衛生債が新病院建設に伴い 6 億 3,030 万円の増、消防債が救急デジタル無線整備事業などにより 1 億 1,310 万円の増、教育債は 5 億 2,120 万円の減、総務債が超高速ブロードバンド整備促進事業の完了により 1 億 8,100 万円の減で、全体では、25 年度比 3,920 万円増の 14 億 6,050 万円となっています。

条例等については、議案第 21 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、スクールバス購入事業、救急デジタル無線整備事業負担金、高規格救急車購入事業負担金を辺地計画に追加しようとするもの。議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、消費税増税に伴い関係条例の整備を行おうとするものです。議案第 34 号 土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する条例は、町の公共施設に設置した太陽光発電設備で発電した余剰電力の売電収入を基金に積み立て、維持管理等に運用するとの説明がありました。

委員から、南串山交流事業の計画内容について質問があり、執行部から南串山地方は、島原の乱で小豆島から多くの島民が移住した経緯から歴史的な繋がりがあり、昨年、南串山地方から土庄町に表敬訪問されており、こちらからも表敬訪問し、今後とも交流を継続・促進していこうとするものとの回答がありました。

また、消費税増税分を公共施設の使用料等に上乗せしなくてもいいのではないかと質問に、執行部より、公共施設も維持管理費に消費税増税分を支払っており、国からも引き上げ分に対応するよう通知が来ている旨の回答がありました。以上で、予算、計画変更、条例の全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

企画課。25 年度と比較して、企画費全体で 2,124 万 2 千円の増額となっております。離島振興事業において離島航路運営費等補助金の 1,153 万 6 千円の増、地域公共交通活性化・再生総合事業において小豆島オーリーブバス株式会社への職員 1 名派遣に要する負担金、増資に係る出資金を合わせて 1,265 万 4 千円を

新規に計上したこと、また、子ども・子育て支援法に基づく支援計画を策定する事業費を計上したことが主な要因であります。

委員から、豊島離島航路運行補助対象となる航路運行事業者の運営状況について、フェリーから旅客船へ変更した効果の検証が必要であるとの意見が出されました。また、地域公共交通活性化・再生総合事業について、小豆島オーリーブバス株式会社への支援についての補助金の状況、今後の支援方針に関わる質問があり、これに対して、現在の赤字路線に対する国、県、町の補助状況、将来における公設民営化への展望について説明を受けました。

次に、条例関係について、議案第 22 号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例は、人権対策課を住民環境課に、債権管理室を出納室に統合するとの説明がありました。議案第 23 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、交通指導員の報酬を香川県の最低賃金に見合う金額に引き上げるとの説明がありました。議案第 24 号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正は、特別職報酬等審議会の答申を受け、給料引き下げの継続を行う条例を改正するものとの説明がありました。議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、消費税の増税分が円滑かつ適正に転嫁されるように料金の改定等にかかる必要な措置をする旨の説明がありました。以上で、企画課所管部分の予算及び条例の全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

税務課。税務総務費では、平成 27 年度土地評価替えの基となる鑑定委託料等の減により、688 万 5 千円減少し、賦課徴収費では、住民税の法改正等による税のシステム改修や、平成 27 年度固定資産税評価替え、さらには、固定資産地図情報システムの導入経費等の増により、1,095 万 4 千円の増加となっているとの説明でした。

歳入予算では、自主財源の根幹である町税全体では、15 億 1,965 万 3 千円で、25 年度より 199 万 1 千円の増加であります。個人町民税の関係では、復興増税の関係で平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間の特別措置で、均等割が 500 円加算されるが、課税客体や総所得額の減少により所得割が減となり、全体では 599 万 3 千円の減であるという説明でした。固定資産税は、土地について、平成 26 年度から地籍調査後の面積により課税を行うため影響が大きく、全体で 1,609 万 8 千円の増との説明でした。

委員からは、固定資産税の滞納繰越分に、徴収不能の債権が含まれていないかとの質問がありました。それに対し、調査が必要なため 17 日に再度委員会を開催し、税務課から、質問があった固定資産税の滞納繰越分には徴収不能の債権は含まれていないとする回答があり、所管の予算については全委員異議なく

承認いたしました。

出納室。所管部分の予算については、全委員異議なく承認いたしました。

農林水産課。農業委員会費 1,021 万 9 千円は、農地中間管理機構事業を 26 年度から実施するため農地台帳を電子化する機構集積支援事業を新規に計上し 580 万 9 千円の増額となっております。

農業振興費 2,317 万 3 千円は、継続事業以外として重点分野雇用創出事業「豊島食プロジェクト推進事業」が町単独事業となり、314 万 3 千円の減額です。

農地費 7,864 万 9 千円は、防災上危険なため池 5,000 m<sup>3</sup>未満を整備する単県小規模ため池防災対策事業を新規事業として実施します。

漁港建設費 9,502 万 1 千円は、港整備交付金事業である田井漁港の物揚場の実施設計並びに防波堤等の工事を実施する予定です。

議案第 14 号 大鐸財産区事業特別会計予算については、25 年度より 2,170 万 6 千円の減額となっており、要因は財産区内の鳥獣被害防止柵の設置にかかる森林整備、林業再生事業の完了に伴うものです。議案第 15 号 農業集落排水事業特別会計予算については、平成 25 年度予算と比べ消費税分が増額になっていると説明がありました。

議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、農林水産課所管において土庄町農業担い手センター、土庄町農業集落排水施設、土庄町漁港管理について消費税の増税に伴う使用料、占用料を改正する旨の説明がありました。議案第 39 号 土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例は、予算計上しております事業を行うための分担金分担率を定めています。

委員からは、町土地改良事業における原材料支給について、町道並みの扱いができないのか、将来的な維持を考えるべきであると意見が出され、町道は不特定多数の人が利用して公共性が高く、交付税処置があるが、農道については限られた人が通るので昔行われた道普請的な考え方で材料を支給して、修理をしていただいているとの回答がありました。また、機構集積支援事業についての内容の質問があり、執行部からは来年度から農地中間管理機構事業「農地集積バンク」が始まりますので、その後押しをするため、農地台帳の情報を電子化するものであるとの説明がありました。一般会計予算、特別会計予算、条例の全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

商工観光課。歳出総額は、労働費の 3 千万円と商工費の 1 億 5,853 万 5 千円、合計 1 億 8,853 万 5 千円となり、25 年度と比べ 379 万 7 千円の減額となっております。

商工業振興費は 2,454 万 9 千円と、25 年度より 210 万円の増額です。主なもの

のとして、商工会運営補助金 370 万円、小豆島まつり振興会補助金 145 万円、商工業育成事業補助金 260 万円、融資預託金事業 1,600 万円のうち、中小企業融資預託金 1,500 万円は香川県との協調融資制度の原資を香川県信用保証協会に預託するものです。

次に、観光費 1 億 335 万 9 千円は、25 年度より 329 万円の減額となっております。主なものとして、小豆島観光協会負担金 1,050 万円、エンジェルロード公園運営事業 375 万円、豊島レンタサイクル運営事業 2,013 万 5 千円、そのうちレンタサイクルの使用料収入 1 千万 3 千円を基金に積み立てるものです。

次に、高見山公園句碑移設事業 835 万円は、太陽の丘にある土庄町出身の俳画家赤松柳史に関する句碑約 90 基の移設にともなう工事費、起業支援型地域雇用創造事業 735 万 5 千円は、国の補助金を活用する緊急雇用創出事業であり、迷路のまちと肥土山にある芸術祭作品を再開館させるための作品公開運営委託料で 26 年度のみのも事業となります。

委員から、観光振興基金の今後の活用方法についての質問に対し、観光振興に繋がる活用方法について今後検討していきたいとの回答がありました。また、商工業振興費の中の商工業振興団体助成事業が 210 万円増額した理由についての質問があり、要望が上がっていた商工会運営補助金を 100 万円、商工業育成補助金を 100 万円それぞれ増額したものの回答がありました。以上で、所管する予算は全委員異議なく承認いたしました。

債権管理室。債権管理費 187 万 3 千円は、25 年度と比較して 60 万円の増額となっております。理由は、滞納処分を進めていく上で法律上の手続きに関する相談が多くあり、困難案件も多いため、弁護士との法律顧問委任契約を増額したものであります。

委員から旅費について質問があり、債権を押さえる場合に直接相手に会って押さえる場合と郵送でする場合とでは滞納者に対する効果が違うので、差押えごとに出向いて行き無用なトラブルを避けているとの回答がありました。当初予算については、全委員異議なく承認いたしました。

建設課。道路新設改良費 1 億 1,748 万 1 千円は、25 年度より 2,490 万 7 千円の増額、要因は小海の千代栄橋架け替えによる工事、改良・舗装修繕事業の増によるものです。

河川総務費 6,184 万円は、25 年度より 2,939 万円の増額、要因は東内浜地区急傾斜崩壊防止事業、伊喜末ポンプ場改良事業の開始によるものです。

港湾建設費 7,999 万円は、25 年度より 1 億 454 万 9 千円の減額となっております。馬越港港整備交付金事業が 26 年度で完了する予定であります。

都市下水道建設費 7,516 万 8 千円は、25 年度より 651 万 9 千円の減額となっ

ております。大谷ポンプ場新設工事の基礎杭工事を予定しております。減額は、25年度に皇踏川ポンプ場新設工事が完了したためのものであります。

住宅管理費 3,876 万 1 千円は、25 年度より 2,947 万円の増額となっております。要因は大木戸住宅改修工事、大規模建築物耐震対策支援事業の開始によるものです。

続きまして、議案第 12 号 平成 26 年度港湾整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 870 万 2 千円を計上し、25 年度より 1,698 万 4 千円減額しております。理由として、23 年度末で土庄港ターミナルビルの地方債償還が完了したことにより、24 年度からの収支が単年度で黒字転換したため、前年度繰上充用金が減額したことによるものです。

議案第 13 号 平成 26 年度宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,969 万 8 千円を計上し、25 年度より 7,422 万 1 千円増額しております。理由として、病院事業会計への償還を一括返済するため、一般会計から繰り入れを行い、繰出金 8,980 万 1 千円の計上によるものです。

条例関係についてです。議案第 32 号 土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部改正は、河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、技術的基準に津波に関する規定を加えております。議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、土庄町道路占用料徴収条例、土庄町普通河川管理条例、土庄町都市下水路条例、土庄町港湾管理条例の別表、占用料等を改正しております。議案第 40 号、41 号 土庄町道路線の廃止及び認定は、土庄港周辺整備事業が完了し、一部を国道 436 号線と土庄港臨港道路に認定したことにより、町道吉ヶ浦 4 号線、町道西土庄港線の認定区域を変更しようとするものです。

委員から、宅地造成事業特別会計の埋立地売却代についての質問があり、執行部より、王子前埋立地 5 筆分の売却代を計上しているとの回答がありました。以上で、一般会計予算、特別会計予算、条例の全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

水道課。最後に水道課から説明がありました。議案第 19 号 平成 26 年度水道事業会計予算について、収益的収支の収入では、営業収益と営業外収益の合計で 5 億 435 万円、支出では営業費用、営業外費用、特別損失など合計で 4 億 1,582 万 5 千円を計上しております。資本的収支の収入は肥土山浄水場更新事業の借り入れなど 8 億 5,628 万 2 千円で、支出では、建設改良費として、肥土山浄水場更新事業、石綿管を含む老朽管等布設替工事、浄水場施設整備等の営業設備費、企業債元金償還金や予備費など計 10 億 7,397 万 9 千円を計上しております。

次に議案第 10 号 簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 2,361 万 6

千円を計上し、歳出では維持管理的な費用として一般管理費、送配水費など 1,639 万 4 千円、建設改良費の中では、老朽管等の布設替えに 150 万円を計上しております。

また、議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、加入分担金、給水料金、メーター使用料等についての金額改正でありました。

委員からは、給水料金等の改正について住民に分かりやすい方法で周知していただきたいと意見がありました。以上の説明を受け、事業会計予算、特別会計予算、条例の全議案とも全委員異議なく承認をいたしました。

以上で、総務建設常任委員会に付託されました議案の審議経過と結果について報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

3 月 10 日に平成 26 年度当初予算及び条例関係などが、当委員会に付託されました。これらの議案について、3 月 12 日に委員会を開催し審議いたしましたので、その結果について各課の主なものの報告とさせていただきます。

人権対策課。改良住宅建設費は、長寿命化計画に基づき大部改良住宅の建替事業の現地測量及び基本計画を策定のため、委託料 797 万 7 千円を計上しております。財源は、国費の補助率が 2 分の 1 です。

人権教育費は、2,044 万 4 千円で、25 年度と比較して 219 万 3 千円の増額です。増額の主な要因は、平成 16 年度に策定した、とのしょう男女共同参画プランの 10 か年計画に続く第 2 次プラン策定のため、男女共同参画プラン策定事業として 147 万 9 千円を計上したことによるものです。

議案第 26 号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、平成 25 年度に建設いたしました小海集会所の住所を旧集会所、小海甲 251 番地より新たに建設した住所、小海甲 248 番地 79 に変更しようとするものであります。

委員から、大部改良住宅について測量の場所、住宅の戸数、空き家の状況について質問があり、執行部から場所については、県道から海側丘陵地の住宅が建っている付近を測量する旨、戸数については 27 戸うち 1 戸が空き家である旨の説明がありました。以上で、予算及び条例について、全委員異議なく承認いたしました。

福祉課。一般会計について、公立病院再編整備事業に伴う小豆医療組合負担金の増、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の新設、子ども医療費支給事業の拡充に伴う事業費の増などに伴い、福祉課所管部分の予算額が約7億円程度、48%増加している、との説明がありました。

主要事業としては、子ども医療費支給事業の拡充、心身障害者等医療費の自己負担分の廃止であるとのことでした。また、障害者福祉計画策定事業として、障害福祉サービスや相談支援の目標等を定める計画を策定するとのことでした。

委員から、社会福祉施設利子補給事業はどのような施設が対象となっているのか、との質問があり、執行部から高齢者福祉施設及び障害者福祉施設の各1か所が対象となっているとの答弁がありました。また、委員から高齢者生活支援事業の事業内容について質問があり、執行部から生きがい活動支援通所事業や緊急通報体制整備事業について説明がありました。そのほか、委員から個別の事業内容について質問があり、執行部から詳細な説明を受けました。

次に、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について、当初予算額は、保険給付費の増加に伴い、前年度より3,500万円余り増加しているとの説明がありました。

委員から、地域医療確保対策事業の医師確保対策というのはどのような事業か、との質問があり、執行部から県医務国保課の中に部門を設けて医師確保の事業をしている、具体的には、修学資金の貸付け、自治医大の関連事業、さらに広報事業などを実施している、との答弁がありました。

介護保険事業特別会計について、当初予算額は、サービス事業所の増加などに伴い、6,400万円余り増加している、また、26年度は次期介護保険事業計画策定の年である、との説明がありました。

委員から、次期計画には保険料のアップが見込まれるのか、との質問があり、執行部から、現行の計画の中に既に開設した事業所があるので保険料のアップが見込まれるが、次期計画にどの程度の事業所新設を想定するかによって増額の程度が変わってくる、との答弁がありました。また、委員から要支援の今後について質問があり、執行部から、国は要支援を地域支援事業へ移行させることを想定しており、地域のボランティアや社協の事業を活用して、地域全体で取り組むような制度改正を打ち出している、との答弁がありました。

後期高齢者医療事業特別会計について、前年度並みの予算額となっている、後期高齢者の医療費は県内では低額ではあるが、一方で疾病の早期発見、早期治療を図るための健康診査の受診率が20%程度に留まっている、との説明がありました。

当初予算に関連して、私から執行部に対する要望事項として、次の点を申し

上げました。まず、小豆医療組合の負担金について、均等割 20%、人口割が 80% となっているが、建設位置を考慮すると小豆島町により多く受益があるので、均等割を負担する意味がないと思う。執行部に十分検討願いたい。運営段階になれば、老人ホームの例により利用割を導入すべきであると思う。また、町の予算の中に医療組合とか広域の負担金の額は出てくるが、全体事業費はなかなか表に出てこない。広報などで町民に事業内容を周知する必要があると思うので、検討願いたい、という点を申し上げました。

次に、条例議案について、議案第 28 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正、議案第 29 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部改正、議案第 30 号 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部改正、議案第 37 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例について説明がありました。以上、福祉課所管部分については、全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

住民環境課。平成 26 年度当初予算額は、4 億 7,130 万 8 千円、25 年度より 6,038 万 2 千円、11.4%の減額という内容であります。

大きな増減として、戸籍住民基本台帳費についてマイナンバー制度のシステム改修に伴う増額、戸籍電算導入事業の完了に伴う減額、環境衛生費について沖ノ島集会所建設事業の完了に伴う減額、斎場管理費について火葬炉修繕に伴う増額、塵芥処理費について物価高騰による指定ごみ袋の購入費用の増額及びパッカー車購入に伴う増額、小江最終処分場嵩上工事完了に伴う減額、し尿処理費について民間委託に伴う増額、新処理施設整備事業に伴う減額などがありました。

続いて、議案第 31 号 土庄町小江自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、沖ノ島集会所の建設完了に伴うものです。議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、所管に係る使用料などの一部改正を行っております。

委員から、し尿処理民間委託の今後の予定について質問があり、執行部から平成 26 年度末に豊島を除く全ての地域において民間委託が完了する予定であるとの答弁がありました。また、執行部に対し負担金を出している一部事務組合及び広域行政事務組合の事業内容について、今後は常任委員会で報告願いたいと要望いたしました。以上で、予算及び条例については全委員異議なく承認いたしました。

健康増進課。一般会計は 2 億 7,168 万 8 千円で 25 年度に比べて 1,073 万 9 千円、4.1%の増額です。特別会計（国保、介護、福祉サービス）は 1 億 9,164 万円で 25 年度に比べ 325 万 4 千円、1.7%の増額とのことでした。

一般会計は、介護職員養成事業として、介護サービスに携わろうとする方に対し、資格取得に要する費用を補助する新規事業を、離島振興対策実施地域に指定されたことによる県補助金を活用して実施するとのことでした。

介護保険事業特別会計では、要介護認定者数が増加を続ける状況に対応するため、介護予防教室の強化を図るということでした。

福祉サービス事業特別会計においては、利用者の増加等により事業所の増収が若干見込まれるものの、介護支援専門員の増加に伴い、一般会計からの繰入金が増加するとのことでした。

委員からは、介護職員養成事業について、補助の対象者に条件はあるかとの質問に、町民の方で介護職に携わる意志があれば対象になるとの回答がありました。また、委員から介護事業所における利用状況についての質問には、25年度は気候の影響等もあり利用者の減少傾向がみられるものの、増収見込みであるとの回答でした。

議案第 38 号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の説明に対しては、意見等はありませんでした。以上、予算及び条例について全員異議なく承認いたしました。

教育総務課。教育総務課全体の予算額は 19 億 4,046 万 6 千円で 25 年度より 1 億 6,314 万 7 千円増加しております。小学校建設費が 1 億 5,883 万 2 千円増加しているのが主な要因です。工事の進捗は、天候や職人不足などによりまして半月遅れの状況とのことです。校舎、体育館の完成は年内を、グラウンドの整備や遊具等の設置は 1 月末から 2 月中旬までかかるとのことです。

また、通学車両購入費としてスクールバス 3 台を予定しており、スクールバスでの通学範囲などについては、再編協議会で話し合っていくとのことです。

その他、昨年と変わっている点として、病児・病後児保育対策費は、26 年度に消費税増税分を上乗せするというので、1 日預かり 2,160 円、半日預かり 1,080 円に変更する予定とのことです。

続いて、小学校費の学校医関係事業は、小児生活病予防健診が健康増進課から教育委員会に予算が移った関係で、昨年より 52 万 4 千円増加しております。

続いて学校建設費ですが、小学校建設につきましては、実施設計委託料 108 万円は、校務用パソコン 40 台、学習用パソコン 37 台の導入に伴うもの、工事監理委託料 1,008 万円は、本体工事 8 か月分の監理委託料です。教材器具等移転委託料は、旧小学校から備品等を移転するための移転委託料であるとのことです。

続いて中学校費です。特別な支援を要する生徒が 4 人から 8 人に増加したために、特別支援員 1 名分を増額とのことです。

続いて幼稚園費ですが、不足気味であった臨時講師と特別支援員の補充と、正規職員の産休代替のための臨時職員を予算化したことによるものです。

続いて、議案第 36 号 土庄町池西正輝教育振興基金の設置、管理及び処分に  
関する条例は、平成 27 年 4 月開校予定の新設小学校の備品購入について、田井  
出身の池西正輝氏のご子息の佐藤恵美子氏から寄付をいただけるという説明が  
ありました。内容は、新設土庄小学校の校旗の作成費用及び普通教室の机と椅  
子 550 セット、合計約 900 万円とのことです。また、今後も土庄町の教育振興  
のために、継続的に寄付をいただけるということで基金条例の設置にいたった  
とのことです。

質疑に入り、委員より、池西正輝基金に関する質問に、執行部より池西さん  
は神戸で土木事業を幅広くやっておられた田井出身の方で、子どもの佐藤さん  
がお父様の遺志を継いで土庄町の教育のために今後も寄付を続けたいとのこと  
でありました。また委員より、新小学校ができる小学校にかかる費用が少な  
くなると思うが、試算はしているかとの質問に執行部より、一番大きいのは教  
員の給料であるが、県費なので直接土庄町には関係はない、用務員の賃金など  
は少なくなる、その他は詳しくは試算していないとの答弁がありました。その  
他、委員より意見が出ましたが、予算及び条例については、全委員異議なく承  
認いたしました。

生涯学習課。全体予算額は 2 億 879 万 9 千円と、25 年度に対して 272 万 7  
千円の減額となっています。これは、大部グラウンド防球ネット移設工事 450  
万円が完了したことが主な理由であるとのことでした。

平成 26 年度の生涯学習課の重点項目としては、これまで続けてきた合宿誘致  
について、対象となる大学数を増やすなどしてさらに進めるとともに、合宿関  
係者によるスポーツ教室や講演会を土庄町で開催してもらうように働きかけて  
いくとのことでした。

続いて、議案第 27 号 土庄町社会教育委員に関する条例の一部改正と議案第  
33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の生涯学習課所管に係る部分について、それぞれ説明がありました。

委員から、小豆消防署庁舎建設に伴う中央グラウンドの利用制限への対応に  
ついて質問があり、これに対し、執行部から、建設主体である小豆消防との意  
思疎通をスムーズにして対応を図りたいとの回答がありました。以上で、予算  
及び条例については全委員異議なく承認いたしました。

中央病院。病院事業会計予算は、医業収益として年間入院患者数を 27,375 人、  
6 億 9,806 万 2 千円を計上、年間外来患者数を 87,330 人、6 億 257 万 7 千円を  
計上しております。一般会計からの負担金など合計 1 億 9,103 万 3 千円を計上

しています。

医療外収益を合わせた病院事業収入は、15億6,785万4千円とし、25年度より1億391万2千円の減少で前年比93.7%となっております。病院事業費用は20億3,266万5千円とし、25年度より4,200万7千円の増加で前年比102.1%となっております。収益的収入及び支出は、昨年以上に収入の減少に加えて支出も増加しておりますので、4億6,481万1千円を単年度赤字と見込んでおります。

資本的収入は、1億1,762万9千円を計上し、25年度より7,569万5千円の増額になっておりますが、宅地造成事業特別会計に貸し付けております元金償還額残金を全額受け入れるためであります。資本的支出の建設改良費1,080万円については、医療機器の購入に充てるもの、企業債償還金は4,224万6千円を計上しております、と説明がありました。

続いて、議案第33号消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例における病院所管部分について、特別室使用料、行政財産の目的外使用料、病児病後児保育施設使用料、各種診断書などの手数料を改正するものと説明がありました。

委員から25年度の赤字の見通しについて質問があり、3億7千万円くらいの見通しであり、それに関連して新しい年度の診療体制について説明があり、小児科については一次救急は今までどおり受け入れ可能だが、入院や特別な治療を要するものについては他院に搬送しなければならないと説明がありました。また看護体制について、看護師不足のため126床のうち34床を休床し、一般病棟1単位、療養病棟1単位でしなければならない事態になっていると説明を受けました。このような状況のなか、病院においてプロジェクトチームを立ち上げ、島の医療について早急に両町で協議するよう意見が出ました。事業会計予算、条例については全委員異議なく承認いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議経過と結果について報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

これをもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、各常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。  
質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第9号～第41号）

○議長（川本貴也君）

これより、討論採決に入ります。

まず、条例関係等の議案から行います。

日程第2、議案第21号、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第3、議案第22号、土庄町行政組織条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 4、議案第 23 号、土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 5、議案第 24 号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(川本貴也君)

日程第 6、議案第 25 号、土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(川本貴也君)

日程第 7、議案第 26 号、土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 8、議案第 27 号、土庄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 9、議案第 28 号、土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 29 号、土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 11、議案第 30 号、土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 12、議案第 31 号、土庄町小江自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言

を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 13、議案第 32 号、土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 32 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 14、議案第 33 号、消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

議案第 33 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について反対討論を行います。

まず、公共サービスに対する消費税の上乗せは、するもしないも各自治体の判断に任されていますが、わが町は消費税の増税に反対する意思を国に対して示していません。反対すべきとの私の一般質問に対して、町は消費税の増税は必要だと考えていると答えています。そうであるならば、公共サービスに対する消費税の負担を住民に押し付けるのは筋が通りません。賛成している町が責任を持って消費税分を負担するのが筋であります。消費税に町として賛成しておきながら、住民を犠牲にして自らが消費税の負担を負わなくてもよいとする条例など、到底承認することができない。よって本条例に対して反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

12 番 川口幸路君。

○12 番（川口幸路君）

適当であると判断しております。賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 15、議案第 34 号、土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を

許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 34 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 16、議案第 35 号、土庄町地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

元気臨時交付金は安倍政権のばらまき政策であります。これは国会でも大きな批判を受けております。こういったばらまき政策に迎合する態度は、町としてとるべきではないというのが私の考えであります。以上で反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

12 番 川口幸路君。

○12 番（川口幸路君）

非常に素晴らしい案件だと思います。賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 17、議案第 36 号、土庄町池西正輝教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 18、議案第 37 号、土庄町子どもに対する医療費助成条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 19、議案第 38 号、土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 20、議案第 39 号、土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 21、議案第 40 号、土庄町道路線の廃止について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 22、議案第 41 号、土庄町道路線の認定について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 41 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 23、議案第 9 号、平成 26 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1 番、福本耕太です。本年度当初予算、一般会計予算に対する反対討論を行います。まず初めに、一般会計予算の全体に対する評価ですが、その多くは住民の命と暮らしを守り支えるための予算編成となっており、賛成するものであります。なかでも、本年度から新たに実施する子ども医療費無料化制度の中学校卒業までの拡大、また重度心身障害者の医療費支給事業は、長年の町民の切実な願いに応えたものであり、人類史的意義を持つ極めて素晴らしい決断であり、ご尽力いただいた当局関係者に敬意を表明するものであります。その上で、以下数点に対し、予算化に対し反対するとともに、変更を求めるものであります。

まず、土庄中央病院、内海病院の統合、新病院建設計画のための予算である小豆医療組合費。次に、差別を助長し、固定化させる同和事業予算。消費税増税分の公共料金への上乗せ。大量の個人情報が入り漏れする危険性を持つ一方、その必要性が明確に示されていないマイナンバーシステムの導入にかかる費用。し尿収集民間委託料。中央グラウンドへの消防庁舎の建設。以上に対して、予算化に対し反対するものであります。以上で反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

原案どおり賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 24、議案第 10 号、平成 26 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 25、議案第 11 号、平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

国民健康保険特別会計の歳入についてですが、高すぎる国保税に対しての払いきれないという声が上がっております。高すぎる税に対して、これを前提とした予算編成となっておりますので、引き下げを求めるとともに、本予算に対して反対を求めるものであります。以上です。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

7 番 山本良熙君。

○7 番（山本良熙君）

7 番、山本です。議案に賛成いたします。

特に土庄町の医療費は県下の中でも、国保、後期医療ともに県下の中で低位置を維持しております。こういうことで、保健、福祉、医療の連携で健康づくりに大変努力していただいております。今後も引き続き努力していただきたいと思います。賛成いたします。

○議長（川本貴也君）  
他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）  
ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 11 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（川本貴也君）  
起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）  
日程第 26、議案第 12 号、平成 26 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）  
日程第 27、議案第 13 号、平成 26 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 28、議案第 14 号、平成 26 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 29、議案第 15 号、平成 26 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 30、議案第 16 号、平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 31、議案第 17 号、平成 26 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 32、議案第 18 号、平成 26 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予

算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

後期高齢者医療制度に対して反対する立場から、反対をします。以上です。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

制度そのものが必要であると思うので、賛成します。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 18 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 33、議案第 19 号、平成 26 年度土庄町水道事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (川本貴也君)

日程第 34、議案第 20 号、平成 26 年度土庄町病院事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (川本貴也君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 提案理由の説明 (同意第 1 号)

○議長 (川本貴也君)

日程第 35、同意第 1 号、土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長 (川本貴也君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

それでは、同意第 1 号 土庄町監査委員の選任について。土庄町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるということで、住所小豆郡土庄町甲 5075 番地 2、氏名大峯茂樹、昭和 23 年 11 月 11 日。提案理由につきましては、平成 26 年 3 月 23 日をもって、監査委員吉岡巖氏の任期が満了するので、新たに大峯茂樹氏を選任いたしたく議会の同意を求めるとのことです。本人の略歴につきましては、記載のとおりでございます。どうぞよろしくお願いたします。

す。

○議長（川本貴也君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑（同意第1号）

○議長（川本貴也君）

ただいま説明のありました同意第1号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、同意第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 採決（同意第1号）

○議長（川本貴也君）

同意第1号 土庄町監査委員の選任については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する討論を省略いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号 土庄町監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

## 提案理由の説明（同意第2号）

○議長（川本貴也君）

日程第 36、同意第 2 号、土庄町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命について。土庄町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。住所小豆郡土庄町湊崎甲 1456 番地 3、氏名岡見珠美、昭和 32 年 1 月 1 日。提案理由、現委員の堂山盛也氏が平成 26 年 3 月 31 日をもって辞職いたしますので、後任として岡見珠美氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。本人の略歴等につきましては、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑（同意第 2 号）

○議長（川本貴也君）

ただいま説明のありました同意第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、同意第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 採決（同意第 2 号）

○議長（川本貴也君）

同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する討論を省略いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

## 休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 25 分といたします。

休 憩 午前 11 時 18 分

再 開 午前 11 時 25 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（川本貴也君）  
再開いたします。

## 議員提案、趣旨説明（発議第1号）

○議長（川本貴也君）  
ただいま議会運営委員長から、土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。  
これを日程に追加し、発議第1号として議題といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）  
ご異議なしと認めます。  
よって発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）  
発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例は、議員提案であります。  
提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（川本貴也君）  
10番 太田和博君。

○10番（太田和博君）  
趣旨説明を朗読によって趣旨説明とさせていただきます。  
発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。提出理由といたしましては、土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を変更し、また、先ほど可決いたしました土庄町行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更するために、委員会条例の一部を改正するものであります。以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）  
これをもちまして、趣旨説明を終わります。

## 趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（川本貴也君）

ただいま、説明のありました発議第 1 号について、質疑を行います。  
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

発議第 1 号、土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

## 議員の派遣

○議長（川本貴也君）

日程第 37、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣について申し出書が提出されております。詳細については印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしております申出書のとおり議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（川本貴也君）

日程第 38、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 26 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 11 時 29 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (川 本 貴 也)

同 議員 (山 田 建 之)

同 議員 (山 崎 勝 義)